

○いわき市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

平成24年12月27日いわき市規則第65号

改正

平成26年12月24日いわき市規則第58号

平成28年3月31日いわき市規則第41号

平成29年12月28日いわき市規則第42号

平成30年3月30日いわき市規則第21号

いわき市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の配置の基準)

第2条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所には、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下この条において同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設

型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 機能訓練指導員 1以上

- 2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第2号の看護職員又は介護職員を、常時1人以上当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。
- 3 第1項第2号の規定にかかわらず、同号の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がないときは、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（いわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年いわき市条例第71号）第62条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同条第3項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下この項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この項において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条第1項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。
- 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備の基準)

第3条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分

に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

(1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供のときはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができること。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(電磁的方法)

第4条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、条例第12条第2項の規定により同条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次項各号に掲げる方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 条例第12条第2項の規定で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる方法

ア 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の費用)

第5条 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第3号に掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

(市への通知の要件)

第6条 条例第25条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったときと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の運営規程に定める事項)

第7条 条例第28条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日、営業時間及びサービス提供時間
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員（第2条第4項又は条例第10条第1項に規定する利用定員をいう。）
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第8条 条例第41条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) 条例第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第25条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 条例第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 条例第40条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第9条 条例第43条の指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達及びサービス担当者会議を通ずること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成したときは、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならないこと。

- (6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うこと。
- (7) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。
- (8) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (11) 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (12) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (13) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うこと。

2 前項（同項第13号を除く。）の規定は、同号の介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の設備の基準）

第10条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準の設備を設けなければならない。

- (1) 居間及び食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (2) 宿泊室 次に掲げる基準
 - ア 一の宿泊室の定員は、1人とすること。ただし、利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所にお

いて一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この条において同じ。)の処遇上必要と認められるときは、2人とすることができる。

イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならないこと。

ウ ア及びイに掲げる基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設けるときは、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。第12条第4号において同じ。）から個室の定員数を減じて得た数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は、利用者のプライバシーが確保されたものでなければならないこと。

エ プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないときは、この限りでない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の費用）

第11条 条例第53条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供するときは、それに要した交通費の額
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 宿泊に要する費用
- (5) おむつ代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、市長が定めるところによるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程に定める事項)

第12条 条例第58条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第13条 条例第65条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 条例第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第66条において準用する条例第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 条例第66条において準用する条例第25条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 条例第66条において準用する条例第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第66条において準用する条例第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 条例第66条において準用する条例第40条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録

(準用)

第14条 第4条及び第6条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第15条 条例第68条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通ずること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 介護支援専門員は、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、いわき市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年いわき市規則第58号）第6条各号に掲げる方針及び同規則第7条各号に掲げる事項に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成すること。
- (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第1号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の態様、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならないこと。
- (4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならないこと。
- (5) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成したときは、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うこと。
- (8) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して

行うこと。

(9) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

(10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(11) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならないこと。

(12) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うこと等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならないこと。

(13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（次号において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の態様の変化等の把握を行うこと。

(14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うこと。

2 前項（同項第14号を除く。）の規定は、同号の介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の設備の基準）

第16条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が有する共同生活住居の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 共同生活住居の数は、1又は2とし、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条において同じ。）の数の上限をいう。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設

備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

(2) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められるときは、2人とすることができる。

(3) 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならないこと。

(4) 居間及び食堂は、同一の場所とすることができること。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の費用)

第17条 条例第78条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食材料費

(2) 理美容代

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の身体的拘束等の適正化のための措置)

第17条の2 条例第79条第3項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の運営規程に定める事項)

第18条 条例第81条の規則で定める重要事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員

(4) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関し整備等をすべき記録)

第19条 条例第86条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
 - (2) 条例第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 条例第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 条例第87条において準用する条例第25条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 条例第87条において準用する条例第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 条例第87条において準用する条例第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 条例第87条において準用する条例第40条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録
- (準用)

第20条 第4条及び第6条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針)

第21条 条例第89条の指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通ずること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 計画作成担当者は、前号の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成すること。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならないこと。

- (4) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成したときは、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならないこと。
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならないこと。
- (7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。
- (8) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (9) 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（次号において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の態様の変化等の把握を行うこと。
- (10) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うこと。

2 前項（同項第10号を除く。）の規定は、同号の介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

（補則）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。次項において「平成18年改正令」という。）附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成18年3月31日以前の日から引き続き2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第16条第1項第1号

の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

- 3 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日以前において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第16条第1項第3号の規定は、適用しない。

附 則（平成26年12月24日いわき市規則第58号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日いわき市規則第41号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日いわき市規則第42号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日いわき市規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中いわき市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第103条第1号の改正規定、第3条中いわき市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第106条第1号の改正規定及び第5条中いわき市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第4条第18号の次に1号を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。